

第百九十八回
国会

参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第二号

平成三十一年四月十七日(水曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十六日

辞任

佐藤 啓君

山東 昭子君

舞立 昇治君

四月十七日

辞任

山下 芳生君

補欠選任

仁比 聡平君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

補欠選任

小川 克巳君

渡邊 美樹君

北村 経夫君

補欠選任

仁比 聡平君

渡辺 猛之君

岡田 直樹君

松村 祥史君

森屋 宏君

山本 一太君

難波 奨二君

足立 信也君

西田 実仁君

足立 敏之君

石井 準一君

石井 浩郎君

石井 正弘君

小川 克巳君

北村 経夫君

こやり隆史君

徳茂 雅之君

中西 健治君

中西 哲君

二之湯 智君

西田 昌司君

渡邊 美樹君

小川 勝也君

小西 洋之君

那谷屋正義君

青木 愛君

羽田雄一郎君

浜野 喜史君

河野 義博君

新妻 秀規君

三浦 信祐君

石井 章君

中山 恭子君

井上 哲士君

仁比 聡平君

伊波 洋一君

石田 真敏君

鈴木 淳司君

古賀友一郎君

小野 哲君

青木勢津子君

本日の会議に付した案件

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(渡辺猛之君) ただいまから政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、佐藤啓君、山東昭子君及び舞立昇治君が委員を辞任され、その補欠として小川克巳君、渡邊美樹君及び北村経夫君が選任されました。

また、本日、山下芳生君が委員を辞任され、その補欠として仁比聡平君が選任されました。

○委員長(渡辺猛之君) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。石田総務大臣。

○国務大臣(石田真敏君) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況などを考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、最近の選挙の実情に対応し、天災等の場合における安全かつ迅速な開票に向けた規定の整備などを行うとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(渡辺猛之君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

ります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に関する事項であります。

最近における選挙等の執行状況を踏まえ、投票所及び開票所の事務を行うための設備の整備等に係る加算規定などを設けることとしております。

また、最近における物価の変動などを踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費などの基準額を改定することとしております。

第二に、公職選挙法に関する事項であります。

悪天候により離島から投票箱を運べなかった事例などを踏まえ、安全かつ迅速な開票の観点から、開票区の設置に係る規定の整備を行うこととしております。

また、投票所の円滑な設置及び運営のため、投票管理者及び投票立会人の選任要件を緩和することとしております。

さらに、選挙公報の掲載文を電磁的記録により提出することを可能とすることとしております。

なお、この法律は公布の日から施行することとしておりますが、公職選挙法の改正に係る部分については平成三十一年六月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(渡辺猛之君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時三分散会

二月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、政党助成金の廃止に関する請願(第一八九号)(第一九〇号)(第一九一号)(第一九二号)(第一九三号)(第一九四号)(第一九五号)(第一九六号)(第一九七号)(第一九八号)(第一九九号)(第二〇〇号)(第二〇一号)(第二〇二号)

第一八九号 平成三十一年二月七日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 愛知県春日井市 鈴木葵 外五千七百十五名

紹介議員 井上 哲士君

日本では、いつどこで起きてもおかしくないと言われている大地震や火山噴火に加え、地球温暖化がもたらす気候変動による豪雨や酷暑などの災害が頻発し、命を守る減災・防災対策は待ったなしの最優先課題である。また、賃金や年金などの収入が減り、女性・国民の暮らしが大変になる中、消費税が増税されれば、暮らしや営業は立ち行かなくなる。ところが、安倍政権は、アメリカや財界の言いなりに、朝鮮半島の平和への動きに逆らって攻撃型軍備の大増強を続け、ロシア中央新幹線に三兆円も公的資金を投入するなど、不要不急の大型開発費を膨らませている。軍事費や無駄な大型開発費を大きく削れば、災害対策や暮らし・社会保障などに回すことは十分できる。税金は、能力に応じて負担する応能負担の原則を貫き、史上空前の内部留保を蓄える大企業や大富豪

に自分の負担を求めるべきである。税の集め方と使い方を抜本的に見直し、暮らしの向上を求める。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法に違反し、政治の劣化をもたらす政党助成金を直ちに廃止すること。

第一九〇号 平成三十一年二月七日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 長野市 雨宮朋栄 外五千七百十三名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第一九一号 平成三十一年二月七日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 長野市 西村隆雄 外五千七百十三名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第一九二号 平成三十一年二月七日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 佐賀市 山田香代子 外五千七百十三名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第一九三号 平成三十一年二月七日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 佐賀市 右近まゆみ 外五千七百十三名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第一九四号 平成三十一年二月七日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 京都市 山本隆男 外五千七百十三名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第一九五号 平成三十一年二月七日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町 川島絹子 外五千七百十三名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第一九六号 平成三十一年二月七日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 愛知県蒲郡市 牧原聡志 外五千七百十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第一九七号 平成三十一年二月七日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 愛知県額田郡幸田町 高崎春菜 外五千七百十三名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第一九八号 平成三十一年二月七日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 名古屋市長 鈴木絢子 外五千七百十三名

紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第一九九号 平成三十一年二月七日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 名古屋市 池田憲彦 外五千七百十三名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第二〇〇号 平成三十一年二月七日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 福井県小浜市 合田雪乃 外五千七百十三名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第二〇一号 平成三十一年二月七日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 福井県三方上中郡若狭町 桑原一花 外五千七百十三名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第二〇二号 平成三十一年二月七日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 名古屋市 石塚信夫 外五千七百十三名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

三月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、政党助成金の廃止に関する請願(第三七四

号)

第三七四号 平成三十一年二月二十二日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 長崎県佐世保市 野坂涼子 外千

四百七十一名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

四月五日本委員会に左の案件が付託された。

一、政党助成金の廃止に関する請願(第八〇七号(第八〇八号)(第八〇九号)(第八一〇号)(第八一一号)(第八一二号)(第八一三三号)(第八一四号)(第八一五号)(第八一六号)(第八一七号)(第八一八号)(第八一九号)(第八二〇号)(第八二二二号)

第八〇七号 平成三十一年三月二十五日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 愛知県東海市 國定敬子 外千三百四十六名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第八〇八号 平成三十一年三月二十五日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 大阪府 戎井賢治 外千三百四十六名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第八〇九号 平成三十一年三月二十五日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 大阪府泉南郡岬町 津田佳代 外千三百四十六名

紹介議員 岩瀬 友君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第八一〇号 平成三十一年三月二十五日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 札幌市 小林豊 外千三百四十六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第八一一号 平成三十一年三月二十五日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 大阪府貝塚市 新川美佑子 外千三百四十六名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第八一二号 平成三十一年三月二十五日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 大阪府箕面市 大谷真由実 外千三百四十六名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第八一三号 平成三十一年三月二十五日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 大阪府和泉市 戸梶幸夫 外千三百四十六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第八一四号 平成三十一年三月二十五日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 大阪府大阪狭山市 東智子 外千三百四十六名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第八一五号 平成三十一年三月二十五日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 大阪府大阪狭山市 松尾智子 外千三百四十六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第八一六号 平成三十一年三月二十五日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 堺市 中本亜紀 外千三百四十六名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第八一七号 平成三十一年三月二十五日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 大阪府大阪狭山市 川畑康男 外千三百四十六名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第八一八号 平成三十一年三月二十五日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 福岡県八女市 小井手和枝 外千三百四十六名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第八一九号 平成三十一年三月二十五日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 兵庫県姫路市 苦瓜一成 外千三百四十六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第八二〇号 平成三十一年三月二十五日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 堺市 大西孝子 外千三百四十六名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第九二二号 平成三十一年三月二十八日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 京都府亀岡市 山内千代美 外三百四十四名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

四月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、政党助成金の廃止に関する請願(第一一六号)

第一一六号 平成三十一年四月一日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 東京都台東区 森田啓子 外三十

六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

四月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第一条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 の 数	投票 日	区		市		町		村
		平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	
五 百 人 未 満	一四二、一〇一 円	二二一、〇二五 円	一二一、五五一 円	二〇一、四七五 円	一一二、五五一 円	二〇一、四七五 円		
千 五 百 人 未 満	一五三、四四一	二六四、五九六	一二七、六八二	二二六、六〇六	一二四、三一一	二三五、四六六		
二 千 人 未 満	二〇六、九四三	三四〇、三三九	一九二、一六八	三二五、五五四	一六六、一四二	三二一、七五九		
三 千 人 未 満	二二九、五九八	三六二、九八四	二〇〇、〇四八	三三三、四三四	一八五、七八二	三六三、六三〇		
五 千 人 未 満	二五二、六七三	三八六、〇五九	二二九、三三二	三七四、九四九	二〇八、四三七	三八六、二八五		
一 万 人 未 満	二八三、六九二	四三九、三〇九	二七二、三一九	四九四、六二九	二六二、一三七	五〇六、六七八		
一 万 五 千 人 未 満	三二七、二〇九	五四九、五一九	三二五、八三六	六〇四、八三九	三〇〇、四三三	五八九、四三六		
二 万 人 未 満	三六八、九四〇	六一三、四八一	三三三、七七六	六八七、二四一	三三三、七一四	六九一、四一〇		
二 万 人 以 上	三九二、四六〇	六八一、四六三	三七七、二九六	七五五、二二三	三五九、二三五	七五九、三九三		

第四条第二項の表を次のように改める。

投票 区の選 挙人の数	投票 日	区		市		町		村
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	
五百人未満		四八、六八〇円	一三七、六〇四円	四八、六八〇円	一三七、六〇四円	四八、六八〇円	一三七、六〇四円	
五百人以上 千人未満		五九、六六四	一七〇、八一九	四八、六八〇	一三七、六〇四	五九、六六四	一七〇、八一九	
二千人以上		七三、〇二〇	二〇六、四〇六	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	八四、〇〇四	二三九、六二一	

第四條第三項中「つては、」の下に「当該投票所の第十四條に規定する投票管理者及び投票立会人に要する費用並びに」を加え、同項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 の 数	投票 日	区	市	町	村
二千人未満	平日	七三、〇二〇	七三、〇二〇	九四、九八八	二七二、八三六
二千人以上	休日	二〇六、四〇六	二〇六、四〇六	九四、九八八	二七二、八三六
三千人未満	平日	七三、〇二〇	八四、〇〇四	九四、九八八	二七二、八三六
三千人以上	休日	二〇六、四〇六	二二九、六二一	九四、九八八	二七二、八三六
五千人未満	平日	八六、三七六	一一九、三三八	一三〇、三一二	三七四、八五三
五千人以上	休日	二四一、九九三	三四一、六三八	一三〇、三一二	三七四、八五三
一万人未満	平日	一一九、三三八	一五二、二八〇	一五二、二八〇	四四一、二八三
一万人以上	休日	三四一、六三八	四四一、二八三	一五二、二八〇	四四一、二八三
二万人未満	平日	一三〇、三一二	一七四、二四八	一八五、二三二	五四〇、九二八
二万人以上	休日	三七四、八五三	五〇七、七二三	一八五、二三二	五四〇、九二八
二万人以上	平日	一五二、二八〇	一九六、二二六	二〇七、二〇〇	六〇七、三五八
二万人以上	休日	四四一、二八三	五七四、一四三	二〇七、二〇〇	六〇七、三五八

第四條第四項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 の 数	投票 日	区	市	町	村
五百人未満	平日	一三、四一九円	一一、四四九円	一一、四四九円	一一、一四九円
五百人以上	休日	一四、一一九円	一二、一四九円	一一、四四九円	一一、一四九円
千五百人未満	平日	一五、六一六	一二、四三四	一三、六四六	一四、五二一
千五百人以上	休日	一六、四九一	一三、一三四	一三、六四六	一四、五二一
二千一人未満	平日	一八、七九八	一七、八二三	一八、〇四〇	一九、二六五
二千一人以上	休日	一九、八四八	一八、八六三	一八、〇四〇	一九、二六五
三千人未満	平日	一九、七八三	一七、八二三	二〇、二三七	二一、六三七
三千人以上	休日	二〇、八三三	一八、八六三	二〇、二三七	二一、六三七
五千人未満	平日	二〇、七六八	二〇、〇一〇	二一、二三二	二二、六三二
五千人以上	休日	二一、八一八	二一、二三五	二一、二三二	二二、六三二
一万人未満	平日	二二、九六五	二六、六〇一	二七、八二三	二九、七三八
一万人以上	休日	二四、一九〇	二八、三五五	二七、八二三	二九、七三八
二万人未満	平日	二九、五五六	三三、一九二	三三、一九二	三五、四六七
二万人以上	休日	三一、三〇六	三五、四六七	三三、一九二	三五、四六七
三万人未満	平日	三三、七二三	三八、五七一	三九、七八三	四二、五八三
三万人以上	休日	三五、六四八	四一、一九六	三九、七八三	四二、五八三
四万人未満	平日	三八、一一七	四二、九六五	四四、一七七	四七、三三七
四万人以上	休日	四〇、三九二	四二、九六五	四四、一七七	四七、三三七

投票区の選挙人の数		投票日	区市町村	
五百人未満	一三四、二二一円	平日	休日	区
千五百人未満	一四五、五六一	二五六、七一六	二二三、一四五円	市
二千一人未満	一九九、〇六三	三三三、四四九	二〇八、七二六	町
三千二人未満	二二一、七一八	三五五、一〇四	一七七、九〇二	村
三千千人未満	二四五、一四九	三七八、五三五	二〇〇、七三六	
五千人以上				
一万五千人以上				
二万五千人以上				
二万人以上				

第四条第五項の表を次のように改める。

投票区の選挙人の数		投票日	区市町村	
五百人未満	八、七八八円	平日	休日	区
千五百人未満	一〇、九八五	一一、八六〇	九、四八八円	市
二千一人未満	一三、一八二	一四、二三二	九、四八八	町
三千二人未満	一三、一八二	一四、二三二	一〇、九八五	村
三千千人未満	一三、一八二	一四、二三二	一一、八六〇	
五千人以上	一三、一八二	一四、二三二	一二、九七六	
一万五千人以上	一五、三七九	一六、六〇四	二六、〇九二	
二万五千人以上	二一、九七〇	二二、九七〇	二四、一六七	
二万人以上	二四、一六七	二六、〇九二	二八、五六一	
	二八、五六一	三〇、八三六	三三、九五四	

投票 区 の 選 挙 人 の 数	投票 日	区市町村	
		区	市
一五 万人 未 以 上		二六七、九三二	四二三、五四九
一五 万人 未 以 上		三一、四四九	五三三、七五九
一五 万人 未 以 上		三五三、一八〇	五九七、七二一
二 万人 以 上		三七六、七〇〇	六六五、七〇三

第四条第六項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 の 数	投票 日	区市町村	
		区	市
一五 万人 未 以 上		二六七、九三二	四二三、五四九
一五 万人 未 以 上		三一、四四九	五三三、七五九
一五 万人 未 以 上		三五三、一八〇	五九七、七二一
二 万人 以 上		三七六、七〇〇	六六五、七〇三

第四条第七項中「つては、」の下に「当該投票所の第十四条に規定する投票管理者及び投票立会人に要する費用並びにを加え、同項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 の 数	投票 日	区市町村	
		区	市
一五 万人 未 以 上		二六七、九三二	四二三、五四九
一五 万人 未 以 上		三一、四四九	五三三、七五九
一五 万人 未 以 上		三五三、一八〇	五九七、七二一
二 万人 以 上		三七六、七〇〇	六六五、七〇三

第四条第八項の表を次のように改める。

投票区 の選挙 人の数	投票 日	区		市		町		村	
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上未満		一五、六一六	一六、四九一	一二、四三四	一三、一三四	一三、六四六	一四、五二一		
二千人未満		一八、七九八	一九、八四八	一七、八二三	一八、八六三	一八、〇四〇	一九、二六五		
三千人以上未満		一九、七八三	二〇、八三三	一七、八二三	一八、八六三	二〇、二三七	二一、六三七		
五千人未満		二〇、七六八	二一、八一八	二〇、〇一〇	二一、二三五	二一、二三二	二二、六二二		
一万人未満		二二、九六五	二四、一九〇	二六、六〇一	二八、三五一	二七、八一三	二九、七三八		
一万五千人未満		二九、五五六	三一、三〇六	三三、一九二	三五、四六七	三三、一九二	三五、四六七		
二万五千人未満		三三、七二三	三五、六四八	三八、五七一	四一、一九六	三九、七八三	四二、五八三		
二万人以上		三八、一一七	四〇、三九二	四二、九六五	四五、九四〇	四四、一七七	四七、三二七		
五百人以上未満		八、七八八 ^円	九、四八八 ^円	八、七八八 ^円	九、四八八 ^円	八、七八八 ^円	九、四八八 ^円		
千五百人以上未満		一〇、九八五	一一、八六〇	八、七八八	九、四八八	一〇、九八五	一一、八六〇		
二千人以上未満		一三、一八二	一四、二三二	一三、一八二	一四、二三二	一五、三七九	一六、六〇四		
三千人以上未満		一三、一八二	一四、二三二	一三、一八二	一四、二三二	一七、五七六	一八、九七六		
五千人未満		一三、一八二	一四、二三二	一五、三七九	一六、六〇四	一七、五七六	一八、九七六		
一万人未満		一五、三七九	一六、六〇四	二一、九七〇	二三、七二〇	二四、一六七	二六、〇九二		
一万五千人未満		二一、九七〇	二三、七二〇	二八、五六一	三〇、八三六	二八、五六一	三〇、八三六		
二万五千人未満		二四、一六七	二六、〇九二	三三、九五五	三五、五八〇	三五、一五二	三七、九五二		
二万人以上		二八、五六一	三〇、八三六	三七、三四九	四〇、三二四	三九、五四六	四二、六九六		

第四条第九項第一号中「五万八千十六円」を「五万八千八百七十三円」に改め、同項第二号中「六万九百六十円」を「六万八千八百六十一円」に改め、同条第十項第一号中「五万九千二百二十九円」を「六万三百三円」に改め、同項第二号中「六万二千七百七十三円」を「六万三千九百九十一円」に改め、同条第十二項中「千二百十六円」を「千五百八十八円」に改め、同項ただし書中「二千五百十二円」を「二千六百十六円」に、「千八百六十六円」を「千八百六十二円」に、「千七百五十四円」を「千八百九十九円」に、「千四百十六円」を「千四百六十円」に改め、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項の次に次の二項を加える。

16 市区町村の選挙管理委員会が投票所の事務を行うための設備（次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

17 市区町村の選挙管理委員会が専ら投票所の事務を行うための機器又はプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）若しくはこれを記録した記録媒体（以下「機器等」という。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

第四条の二第二項中「三万四千円」を「三万四千六百円」に改め、同条第四項中「次項の下に」に規定する機器等及び第六項を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 市区町村の選挙管理委員会が専ら共通投票所の事務を行うための機器等を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

第四条の三第三項中「三万五五百円」を「三万五五百円」に改め、同条第二項中「二千六百十七円」を「二千六百五十三円」に改める。

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	投票の翌日	
	平	休
千 人 未 満	二四七、一〇五 _円	二五一、三三九 _円
二千 人 未 満	三三三、一二〇	三五九、七二〇
三千 人 未 満	四六八、五二二	四七七、四八八
五千 人 未 満	五七四、九二六	五八六、二七八
一万 人 未 満	六九〇、六七六	七〇四、四〇四
一万 五 千人 未 満	七九六、七四五	八二二、八四九

一万 五 千人 未 満	九三五、九〇四	九五四、九二二
二 万 人 未 満	一、一〇六、四六六	一、一二九、一七〇
三 万 人 未 満	一、二四四、九三八	一、二六九、四九〇

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	投票の翌日	
	平	休
千 人 未 満	一八二、七六八 _円	一八六、九九二 _円
二千 人 未 満	二八五、五七五	二九二、一七五
三千 人 未 満	三八八、三八二	三九七、三五八
五千 人 未 満	四九一、一八九	五〇二、五四一
一万 人 未 満	五九三、九九六	六〇七、七二四
一万 五 千人 未 満	六九六、八〇三	七二二、九〇七
二 万 五 千人 未 満	八二二、四五六	八四一、四六四
三 万 人 未 満	九八二、三七八	一、〇〇五、〇八二
三 万 人 未 満	一、〇六二、三三九	一、〇八六、八九一

第五条第三項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	投票の翌日	
	平	休
千 人 未 満	二五五、五三七 _円	二五九、七六一 _円
二千 人 未 満	三六六、二九五	三七二、八九五
三千 人 未 満	四八六、四三〇	四九五、四〇六

三 千 人 未 以 満 上	五 千 人 未 以 満 上	一 万 人 未 以 満 上	一 万 五 千 人 未 以 満 上	二 万 人 未 以 満 上	二 万 五 千 人 未 以 満 上	三 万 人 未 以 満 上	三 万 人 以 上
五九七、五八七	六〇八、九三九	七三一、八〇八	八四四、九九六	九九二、八五六	一、一七四、四九二	一、二九三、九四九	一、三二八、五〇一

第五条第四項の表を次のように改める。

千 人 未 満	二 千 人 未 以 満 上	三 千 人 未 以 満 上	三 千 人 未 以 満 上	五 千 人 未 以 満 上	一 万 人 未 以 満 上	一 万 五 千 人 未 以 満 上	二 万 人 未 以 満 上	二 万 五 千 人 未 以 満 上	三 万 人 以 上
一九一、二〇〇 _円	二九八、七五〇	四〇六、三〇〇	四一五、二七六	五二五、二〇二	六二一、四〇〇	七二八、九五〇	八六〇、四〇〇	一、〇二七、七〇〇	一、一一一、三五〇

第五条第五項の表を次のように改める。

開票日の数	開票日	休日
選挙人の数	平	休

第五条第六項の表を次のように改める。

千 人 未 満	二 千 人 未 以 満 上	三 千 人 未 以 満 上	三 千 人 未 以 満 上	五 千 人 未 以 満 上	一 万 人 未 以 満 上	一 万 五 千 人 未 以 満 上	二 万 人 未 以 満 上	二 万 五 千 人 未 以 満 上	三 万 人 以 上
六四、三三七 _円	六七、五四五	八〇、一三〇	八三、七三七	九六、六八〇	九九、九四二	一二三、四四八	一二四、〇八八	一八二、五九九	一九二、八六八
二三五、一五三 _円	三三四、四四五	四四三、一一四	五四二、八〇五	六五一、八三二	七五一、一七八	八八二、一二〇	一、〇四二、二二四	一、一七五、四六七	九二二、八六八

開票日の選挙人の数	金	額
選挙人の数	金	額
千 人 未 満	一七〇、八一六 _円	
二 千 人 未 以 満 上	二六六、九〇〇	
三 千 人 未 以 満 上	三六二、九八四	
五 千 人 未 以 満 上	四五九、〇六八	
一 万 人 未 以 満 上	五五五、一五二	
一 万 五 千 人 未 以 満 上	六五一、二三六	
二 万 人 未 以 満 上	七六八、六七二	
二 万 五 千 人 未 以 満 上	九一八、一三六	
三 万 人 以 上	九九二、八六八	

第五条第七項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日
千人 未満	二四七、一〇五 _円				二五一、三二九 _円
千人 未満	三五三、一二〇				三五九、七二〇
千人 未満	四六八、五二二				四七七、四八八
千人 未満	五七四、九二六				五八六、二七八
千人 未満	六九〇、六七六				七〇四、四〇四
千人 未満	七九六、七四五				八二二、八四九
千人 未満	九三五、九〇四				九五四、九一二
千人 未満	一、一〇六、四六六				一、一二九、一七〇
千人 未満	一、二四四、九三八				一、二六九、四九〇

第五条第八項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日
千人 未満	一八二、七六八 _円				一八六、九九二 _円
千人 未満	二八五、五七五				二九二、一七五
千人 未満	三八八、三八二				三九七、三五八
千人 未満	四九一、一八九				五〇二、五四一
千人 未満	五九三、九九六				六〇七、七二四
千人 未満	六九六、八〇三				七二二、九〇七
千人 未満	八二二、四五六				八四一、四六四

三万人 以上	一、〇六二、三三九	一、〇八六、八九一
二万人 未満	九八二、三七八	一、〇〇五、〇八二

第五条第九項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日
千人 未満	二五五、五三七 _円				二五九、七六一 _円
千人 未満	三六六、二九五				三七二、八九五
千人 未満	四八六、四三〇				四九五、四〇六
千人 未満	五九七、五八七				六〇八、九三九
千人 未満	七二八、〇八〇				七三一、八〇八
千人 未満	八二八、八九二				八四四、九九六
千人 未満	九七三、八四八				九九二、八五六
千人 未満	一、一五一、七八八				一、一七四、四九二
千人 未満	一、二九三、九四九				一、三二八、五〇一

第五条第十項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日
千人 未満	一九一、二〇〇 _円				一九五、四二四 _円
千人 未満	二九八、七五〇				三〇五、三五〇
千人 未満	四〇六、三〇〇				四一五、二七六
千人 未満	五一三、八五〇				五二五、二〇二

一五 万人 千人 未以 満上	六二一、四〇〇	六三五、一二八
一五 万人 千人 未以 満上	七二八、九五〇	七四五、〇五四
二一 万五 千人 未以 満上	八六〇、四〇〇	八七九、四〇八
三二 万万人 未以 満上	一、〇二七、七〇〇	一、〇五〇、四〇四
三 万人 以上	一、一一一、三五〇	一、一三五、九〇二

第五条第十一項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	開票日	
	平	休
千 人 未 満	六四、三三七 ^円	二三五、一五三 ^円
二 千 人 未 満上	六七、五四五	三三四、四四五
三 二 千 人 未 満上	八〇、一三〇	四四三、一一四
五 三 千 人 未 満上	八三、七三七	五四二、八〇五
一 五 万 人 未 満上	九六、六八〇	六五一、八三二
一 万 五 千人 未 満上	九九、九四二	七五一、一七八
二 一 万 五 千人 未 満上	一一三、四四八	八八二、一二〇
三 二 万 人 未 満上	一二四、〇八八	一、〇四二、二二四
三 万 人 以上	一八二、五九九	一、一七五、四六七

第五条第十二項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数		金	額
千 人 未 満		一七〇、八一六 ^円	
二 千 人 未 満上		二六六、九〇〇	

三二 千人 未以 満上	三六二、九八四
五三 千人 未以 満上	四五九、〇六八
一五 万人 未以 満上	五五五、一五二
一 万 五 千人 未 満上	六五一、二三六
二 一 万 五 千人 未 満上	七六八、六七二
三二 万万人 未以 満上	九一八、一三六
三 万 人 以上	九九二、八六八

第五条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項の次に次の二項を加える。

17 市区町村の選挙管理委員会が開票所の事務を行うための設備(次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。)を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

18 市区町村の選挙管理委員会が専ら開票所の事務を行うための機器等を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

第六条第一項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分会	金	額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六五三、六九七 ^円	
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、一五七、一六八	
参議院選挙区選出議員選挙会(参議院合同選挙区選挙(公職選挙法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。)にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会)及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、一八一、一三八	
参議院選挙区選出議員選挙会(参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。)	一、一一八、九八四	

第六条第三項中「三万七千八百八十円」を「三万七千七百五十二円」に改め、同項ただし書中「六万五千五百六十円」を「六万三千五百四十円」に、「五万四千四百七十三円」を「五万五千八百八十四円」に、「五万二千六百三十四円」を「五万四千二百九十六円」に、「四万二千四百七十六円」を「四万三千八百八十八円」に改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

選挙		都道府 県の世帯数		衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙		衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	
		府県	都及び大都市のある道府県	その他の県			
一	三十万未満	円				一六	円
二	三十万以上四十万未満		銭			一六	円
三	四十万以上五十万未満					一六	円
四	五十万以上六十万未満					一六	円
五	六十万以上七十万未満	四三	八〇	四三	六二	一六	〇八
六	七十万以上百万以上	四一	五五	四一	四〇	一五	八二

第八条第一項の表を次のように改める。

候補者数	金	額
十人未満	円	四一
二十人以上	円	五九
三十人以上	円	八九

第八条第二項中「四十七円」を「四十八円」に改め、同項の表を次のように改める。

候補者数	金	額
百人未満	円	一二七
百人以上	円	一八四
二百人以上	円	二二二

候補者数	金	額
二百五十人以上	円	二八一
三百人以上	円	三三七
三百五十人以上	円	三七五
四百人以上	円	四二三

第八条第三項の表を次のように改める。

候補者数	金	額
百人未満	円	六四
百人以上	円	九三
二百人以上	円	一二六
二百五十人以上	円	一四一
三百人以上	円	一六四
三百五十人以上	円	一八八
四百人以上	円	二二二

第八条第六項の表を次のように改める。

衆議院名簿届出政党等の数	金	額
十人未満	円	四一
二十人以上	円	五九
三十人以上	円	八九

第九条第一項の表を次のように改める。

開催の時刻	金 額	平日
		昼間(午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。) 夜間(午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)
休 日		二五、六七五 二六、九九二

第九条第二項中「一万六千二百三十六円を「一万六千四百七十六円」に、「一万七千五百三十五円」を「一万七千七百九十三円」に改め、同条第六項中「四百十円」を「四百二十三円」に改め、同項ただし書中「八百二十円」を「八百四十六円」に、「七百二十二円」を「七百四十四円」に、「七百一円」を「七百二十三円」に、「五百六十六円」を「五百八十四円」に改める。
第十三条第一項の表を次のように改める。

区 分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙	都道府県	認定出先機関
選挙人の数が五十万人未満のもの	一七、九四九、一六二円	一三、七一一、四一二円	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	四、八六九、四四二
選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二一、七七二、一九五	一六、五五九、六八一	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	二、五七八、一二二
選挙人の数が七十五万人以上上百万人未満のもの	二五、三七七、一二二	一九、三〇四、二六四	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	二、〇二九、四二三
選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	二七、九五〇、一八八	二一、一三一、一四五	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	
選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの	三一、八五八、七六九	二四、一五七、一五五	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	
選挙人の数が五百五十万人以上上百万人未満のもの	三七、三八〇、三四六	二八、四四六、二〇四	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	
選挙人の数が百万人以上二百五十万人未満のもの	四五、一八八、五六一	三四、九六〇、三六〇	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	
選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	四九、四七四、〇四三	三八、二三五、八九六	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	
選挙人の数が三百五十万人以上四百五十万人未満のもの	七三、六二八、八五八	五五、四八八、七六〇	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	
選挙人の数が四百五十万人以上五百五十万人未満のもの	八六、八六九、四四二	三、八二八、二九七	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	
選挙人の数が五百五十万人以上上百万人未満のもの	二、五七八、一二二	二、〇二九、四二三	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	

大 都 市	区	市(大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。)	町	村
選挙人の数が五万人未満のもの	一〇、三六二、五二一	八、三四七、五九八	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	六、二二〇、〇六六
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	七、五二三、五六六	六、六八一、七八三	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	七、五二三、五六六
選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	九、二六八、九一〇	八、四二七、一二七	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	九、二六八、九一〇
選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	一一、三四七、九六二	一〇、五〇六、一七九	選挙人の数が二十万人以上二十五万人未満のもの	一一、三四七、九六二
選挙人の数が二十万人以上二十五万人未満のもの	三、一三九、七四五	二、七六六、三五一	選挙人の数が二十五万人以上三十万人未満のもの	三、一三九、七四五
選挙人の数が三十万人以上三十五万人未満のもの	四、二九一、九五九	三、八三七、五一七	選挙人の数が三十五万人以上四十万人未満のもの	四、二九一、九五九
選挙人の数が三十五万人以上四十万人未満のもの	六、六四九、六四四	五、九九二、八三三	選挙人の数が四十万人以上四十五万人未満のもの	六、六四九、六四四
選挙人の数が四十五万人以上五十万人未満のもの	九、五六一、三七九	八、六九九、二二二	選挙人の数が五十万人以上五十五万人未満のもの	九、五六一、三七九
選挙人の数が五十五万人以上六十万人未満のもの	一一、九一三、四八八	一〇、九五四、八三七	選挙人の数が六十万人以上六十五万人未満のもの	一一、九一三、四八八
選挙人の数が六十万人以上六十五万人未満のもの	三三〇、七七八	二六九、六〇九	選挙人の数が六十五万人以上七十万人未満のもの	三三〇、七七八
選挙人の数が七十万人以上七十五万人未満のもの	三五三、一〇二	三〇一、九三二	選挙人の数が七十五万人以上八十万人以上のもの	三五三、一〇二
選挙人の数が八十万人以上のもの	五六二、九八六	四八一、八五二	選挙人の数が八十万人以上のもの	五六二、九八六
選挙人の数が八十万人以上のもの	一、〇四九、六〇四	八七一、九八六	選挙人の数が八十万人以上のもの	一、〇四九、六〇四
選挙人の数が八十万人以上のもの	一、六〇七、五七六	一、三七〇、〇三〇	選挙人の数が八十万人以上のもの	一、六〇七、五七六
選挙人の数が八十万人以上のもの	二、〇四一、九四八	一、七五五、四五八	選挙人の数が八十万人以上のもの	二、〇四一、九四八
選挙人の数が八十万人以上のもの	二、四六八、四八一	二、一三三、〇四七	選挙人の数が八十万人以上のもの	二、四六八、四八一

第十三条第二項の表を次のように改める。

区	分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	九、五四三、五七九 _円	七、五五六、六二〇 _円
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一一、〇九二、八四二	八、七八八、三八八
	選挙人の数が七十五万人以上一百万人未満のもの	一二、六四二、一〇五	一〇、〇二〇、一五六
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一二、六四二、一〇五	一〇、〇二〇、一五六
	選挙人の数が百二十五万人以上五百五十万人未満のもの	一三、六一二、三六〇	一〇、八三一、六三六
都道府県	選挙人の数が百五十万人以上二百五十万人未満のもの	一四、一二一、五〇二	一一、二五一、九二四
	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	一五、〇九一、七五七	一二、〇六四、四〇四
	選挙人の数が三百五十万人以上五百五十万人未満のもの	一五、二七一、六四九	一二、二〇四、三二〇
	選挙人の数が五百五十万人以上一百万人未満のもの	一九、九七五、三三六	一五、八一、九〇〇
	選挙人の数が一百万人以上二百五十万人未満のもの	四、三六六、五六八	三、三七二、〇七〇
都道府県	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	二、二三八、二九七	一、七二一、〇一四
	選挙人の数が三百五十万人以上五百五十万人未満のもの	四、三八二、三四六	七、三九九、一一〇
	選挙人の数が五百五十万人以上一百万人未満のもの	四、〇六九、五三六	三、二四五、三九八
	選挙人の数が一百万人以上二百五十万人未満のもの	四、〇六九、五三六	三、二四五、三九八
	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	四、〇六九、五三六	三、二四五、三九八

第十三条第三項の表を次のように改める。

市	分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
市	選挙人の数が三万人未満のもの	一、九八二、二六六	一、六二一、二七六
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	二、一八一、二九二	一、七四三、九六〇
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	三、二二三、一七〇	二、五八三、六四八
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、三七七、三四六	三、五三二、六四六
	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	四、六九四、二九四	三、七五三、二八八
市	選挙人の数が二十万人以上三十万人未満のもの	二六九、六七四	二二〇、七三〇
	選挙人の数が三十万人以上四十万人未満のもの	二六九、六七四	二二〇、七三〇
	選挙人の数が四十万人以上五十万人未満のもの	二六九、六七四	二二〇、七三〇
	選挙人の数が五十万人以上六十万人未満のもの	二六九、六七四	二二〇、七三〇
	選挙人の数が六十万人以上七十万人未満のもの	二六九、六七四	二二〇、七三〇
市	選挙人の数が七十万人以上八十万人未満のもの	四、六九四、二九四	三、七五三、二八八
	選挙人の数が八十万人以上九十万人未満のもの	四、三七七、三四六	三、五三二、六四六
	選挙人の数が九十万人以上一百万人未満のもの	三、二二三、一七〇	二、五八三、六四八
	選挙人の数が一百万人以上一百万人未満のもの	二、一八一、二九二	一、七四三、九六〇
	選挙人の数が一百万人以上一百万人未満のもの	一、九八二、二六六	一、六二一、二七六

【参議院】

[illegible]

第十三条第四項中「一万二千三百十二円」を「一万二千七百一円」に、「六千五百五十六円」を「六千三百五十円」に改め、同項の表を次のように改める。

第十三条の二第一項中「七百五十三円」を「千五十円」に改め、同条第二項中「一万七百元」を「一万九百元」に改める。

第十三条の三中「千五百十四円」を「二千零八円」に、「四百二十八円」を「五百七十八円」に、「千五百十二円」を「千五百九十八円」に、「七百九十円」を「千八十八円」に改める。

第十四条第一項第一号中「一万六百元」を「一万八百元」に改め、同項第二号及び第三号中「一万二千六百元」を「一万二千八百円」に改め、同項第四号中「一万千三百円」を「一万三千三百円」に改め、同項第五号中「一万六百元」を「一万八百元」に改め、同項第六号及び第七号中「一万七百元」を「一万九百円」に改め、同項第八号中「九千五百円」を「九千六百元」に改め、同項第九号及び第十号中「八千八百円」を「八千九百円」に改める。

第十五条第一項中「千五百七十四円」を「千五百九十三円」に、「百六十九円」を「百七十一円」に改める。

第十七條第二項中「二、二八〇、三六五」を「一、一八一、一三八」に、「一、二七八、二二七」を「一、二三八、九一八」に改める。

第二十一条中「第四条第十五項」の下に「から第十七項まで」を加え、「第五項」を「第六項」に改め、

「第五条第十六項」の下に「第十八項まで」を加える。

第二条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表を次のように改める。

区	分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	一七、八五四、九二二 _円	一三、六二三、一七二 _円
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二一、六七七、九五五	一六、四六五、四四一
	選挙人の数が七十五万人以上一百万人未満のもの	二五、二八二、八八二	一九、二二〇、〇二四
	選挙人の数が百万人以上二百五十万人未満のもの	二七、八五五、九四八	二一、〇三六、九〇五
	選挙人の数が二百五十万人以上五百五十万人未満のもの	三一、七六四、五二九	二四、〇六一、九一五
	選挙人の数が五百五十万人以上一百万人未満のもの	三七、二八六、一〇六	二八、三五一、九六四
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	四五、〇九四、三三二	三四、八六六、一二〇
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	四九、三七九、八〇三	三八、一四一、六五六
	選挙人の数が三百万人以上	七三、五三四、六一八	五五、三九四、五二〇
	都道府県の支庁又は地方事務所認定出先機関	四、八六九、四四二	三、八二八、二九七
大都市	選挙人の数が五十万人未満のもの	一〇、三六二、五二二	八、三四七、五九八
	選挙人の数が五十万人以上一百万人未満のもの	二、五七八、一一二	二、〇二九、四二三
	選挙人の数が一百万人以上一百万人未満のもの	六、二二〇、〇六六	五、三七八、二八三
	選挙人の数が一百万人以上一百万人未満のもの	七、五二三、五六六	六、六八一、七八三
	選挙人の数が一百万人以上一百万人未満のもの	九、二六八、九一〇	八、四二七、一二七
区	選挙人の数が十五万人以上	一一、三四七、九六二	一〇、五〇六、一七九

選挙人の数が三万人未満のもの	三、一三九、七四五	二、七六六、三五一
選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	四、二九一、九五九	三、八三七、五一七
選挙人の数が五万人以上一百万人未満のもの	六、六四九、六四四	五、九九二、八三三
選挙人の数が一百万人以上一百万人未満のもの	九、五六一、三七九	八、六九九、二二二
選挙人の数が十五万人以上	一一、九一三、四八八	一〇、九五四、八三七
選挙人の数が千人以上二千	三三〇、七七八	二六九、六〇九
選挙人の数が二千以上三千	三五三、一〇二	三〇一、九三二
選挙人の数が三千以上五千	五六二、九八六	四八一、八五二
選挙人の数が五千以上一万人未満のもの	一、〇四九、六〇四	八七一、九八六
選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	一、六〇七、五七六	一、三七〇、〇三〇
選挙人の数が二万人以上	二、〇四一、九四八	一、七五五、四五八
選挙人の数が二万人以上のもの	二、四六八、四八一	二、一三三、〇四七

選挙人の数が三万人未満のもの	三、一三九、七四五	二、七六六、三五一
選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	四、二九一、九五九	三、八三七、五一七
選挙人の数が五万人以上一百万人未満のもの	六、六四九、六四四	五、九九二、八三三
選挙人の数が一百万人以上一百万人未満のもの	九、五六一、三七九	八、六九九、二二二
選挙人の数が十五万人以上	一一、九一三、四八八	一〇、九五四、八三七
選挙人の数が千人以上二千	三三〇、七七八	二六九、六〇九
選挙人の数が二千以上三千	三五三、一〇二	三〇一、九三二
選挙人の数が三千以上五千	五六二、九八六	四八一、八五二
選挙人の数が五千以上一万人未満のもの	一、〇四九、六〇四	八七一、九八六
選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	一、六〇七、五七六	一、三七〇、〇三〇
選挙人の数が二万人以上	二、〇四一、九四八	一、七五五、四五八
選挙人の数が二万人以上のもの	二、四六八、四八一	二、一三三、〇四七

第十三条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 都道府県の選挙管理委員会が中央選挙管理会の所在地において公職選挙法第百六十九条第二項の送付を受ける場合には、特に要する旅費を加算する。

(公職選挙法の一部改正)

第三条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項及び第六項中「当該選挙の」を削る。

第三十八条第一項中「各投票区における選挙人名簿に登録された」を「選挙権を有する」に改め、同

条第二項中「その投票区における選挙人名簿に登録された」を「選挙権を有する」に改める。

第四十一条の二第五項の表第三十七条第二項及び第六項の項及び第三十八条第一項の項を削り、

同表第三十八条第二項の項中

投票所	投票所又は共通投票所
登録された者	投票所又は共通投票所にあつては、選挙権を有する者

を

投票所又は共通投票所

に改める。

第四十八条の二第五項の表第三十七条第二項及び第六項の項を削り、同表第三十八条第一項の項

各投票区における選挙人名簿に登録された者

を

二人以上五人以下

二人以上五人以下

二人

二人

に改め、同表第三十八条第二項の項中

投票	その登録
----	------

所 期日前投票所

投票区における選挙人名簿に登録された者

を

投票所

期日前投票所

に改める。

第六十二条第一項中「各開票区における」を

「開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、同項

ただし書中「同一人」の下に「当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び」

を加え、同条第二項第一号及び第二号中「含む」を「含む」に改め、同条第三号及び第四号中「とき」を「とき」に改め、同条第十項を同

条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「達しないとき又は」の下に

「開票立会人が」を加え、「における」を「の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 都道府県の選挙管理委員会が第十八条第二

項の規定により市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合

て、開票区を設ける場合において、当該開票区を選挙の期日前二日から選挙の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を選挙の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区

の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人以上十人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同一の政党その他の政治団体に属する者を三人以上選任することができない。

第七十六条中「第六十二条」の下に「第八項を

除く。」を加え、「各開票区における」を「開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に、「その開票区における」を「その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に、「第八項に」を「第九項に」に、「同条第二項中」を「同項ただし書中」同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び」とあるのは「同一人」とと、同条第二項中「に、同条第八項中」又はを「同条第九項本文中」達しないとき又は」とあるのは「達しないとき」と、「に、選挙会の」を「選挙会の」に改め、「選挙会に」と、の下に「同項ただし書中」を加える。

第六十六条第一項中「併せて写真を添付するものとする。」を「その掲載文及び写真。次条第一項において同じ。」を添付しに改め、同条第二項中「具し」を「添付し」に改め、同条第三項中「具し」を「添付し」に改め、「記載し」及び「貼り付け」の下に、「又は記録し」を加え、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第六十六条第一項及び第二項中「二通」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成三十一年六月一日から施行する。

(適用区分)

第二条 第一条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下この項及び次項において「新基準法」という。)の規定(新基準法第十三条の三の規定を除く。)及び次条の規定による改正後の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の項の規定は、この法律の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

2 新基準法第十三条の三の規定は、公職選挙法第三十条の三第一項に規定する申請の時の属する日(以下この項において「申請の日」という。)が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請について適用し、申請の日が施行日の前日以前である在外選挙人名簿の登録の申請については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、第三条の規定による改正後の公職選挙法の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)第二十五条第三項及び第四項の規定並びに附則第五条の規定による改正後の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条(漁業法第九十九条第五項において準用する場合に限る。)の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は漁業法第九十九条第三項の規定による解職の投票について適用し、前条ただし書に規定する規定の施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は同項の規定による解職の投票については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準

行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票又は同項の規定による解職の投票については、なお従前の例による。

第三十条の三第一項に規定する申請の時の属する日(以下この項において「申請の日」という。)が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請について適用し、申請の日が施行日の前日以前である在外選挙人名簿の登録の申請については、なお従前の例による。

第二条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、第三条の規定による改正後の公職選挙法の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)第二十五条第三項及び第四項の規定並びに附則第五条の規定による改正後の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条(漁業法第九十九条第五項において準用する場合に限る。)の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は漁業法第九十九条第三項の規定による解職の投票について適用し、前条ただし書に規定する規定の施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は同項の規定による解職の投票については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準

行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票又は同項の規定による解職の投票については、なお従前の例による。

第三十条の三第一項に規定する申請の時の属する日(以下この項において「申請の日」という。)が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請について適用し、申請の日が施行日の前日以前である在外選挙人名簿の登録の申請については、なお従前の例による。

第二条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、第三条の規定による改正後の公職選挙法の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)第二十五条第三項及び第四項の規定並びに附則第五条の規定による改正後の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条(漁業法第九十九条第五項において準用する場合に限る。)の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は漁業法第九十九条第三項の規定による解職の投票について適用し、前条ただし書に規定する規定の施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は同項の規定による解職の投票については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準

行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票又は同項の規定による解職の投票については、なお従前の例による。

第三十条の三第一項に規定する申請の時の属する日(以下この項において「申請の日」という。)が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請について適用し、申請の日が施行日の前日以前である在外選挙人名簿の登録の申請については、なお従前の例による。

第二条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、第三条の規定による改正後の公職選挙法の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)第二十五条第三項及び第四項の規定並びに附則第五条の規定による改正後の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条(漁業法第九十九条第五項において準用する場合に限る。)の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は漁業法第九十九条第三項の規定による解職の投票について適用し、前条ただし書に規定する規定の施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は同項の規定による解職の投票については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の項中「第四条第十五項」の下に「から第十七項まで」を加え、「第五項」を「第六項」に改め、「第五条第十六項」の下に「から第十八項まで」を加える。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第四条 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「及び開票」、「及び第十九条第二項」及び「又は開票管理者」を削り、「各

(漁業法の一部改正)

第五条 漁業法の一部を次のように改正する。

第九十四条中「及び第八項ただし書」を、「第八項ただし書及び第九項ただし書」に改め、同条の表

第七十六条の項中

第六十二条

第六十二条第一項、第二項、第六項、第七項、第八項本文、第九項及び第十項

第六十二条(第八項を除く。)

第六十二条第一項、第二項、第六項、第七項、第九項本文、第十項及び第十一項に改める。

投票区又は開票区における第八条の選挙人名簿に登録された」を「審査権を有する」に改め、「又は開票立会人三人」を削り、同条に次の一項を加える。

第二項の開票においては、第十九条第二項の規定にかかわらず、開票管理者は、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人三人を選任しなければならない。

平成三十一年四月二十一日印刷

平成三十一年四月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

U